

中央図書館冷却塔清掃点検仕様書

(業務の委託)

第1条 発注者は頭書の業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(契約履行の場所)

第2条 この契約履行の場所は、鎌倉市御成町20番35号 鎌倉市中央図書館とする。

(業務の範囲)

第3条 この契約に基づく業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 冷却塔の清掃点検整備
- (2) 冷水(循環)の入替空気抜き

(作業検査方法)

第4条 受注者は、冷却塔の清掃点検、整備作業終了後速やかに発注者に報告し、発注者の検査を受けなければならない。

(契約に定めない事項)

第5条 この契約に定めない事項及び契約の解釈に疑義を生じたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令(昭和22年政令第16号)並びに鎌倉市契約規則(昭和39年規則第20号)の定めによるほか、その都度発注者・受注者双方誠意をもって協議の上解決に当たるものとする。